

令和4年 第4回教育委員会 会議録

日 時	令和4年3月4日（金） 午前10時00分～午前10時45分
場 所	向日市福祉会館 3階大会議室
出席委員	永野教育長、松本委員、中野委員、畠山委員
事 務 局	教育部長、副部長兼文化資料館長、副部長兼学校教育課担当課長、主席課長兼学校教育課長、教育総務課長、生涯学習課長、図書館長、天文館長、文化財調査事務所長、教育総務課主任
議 題	議案第3号 令和4年度向日市の教育について 委員会諸報告
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第2回及び第3回会議録の承認について諮る。 (全員異議なし)
教育長	会議録は承認された。 まず、議案第3号「令和4年度向日市の教育について」の報告を願う。
事務局	— 令和4年度向日市の教育について — 【学校教育指導の重点分】 令和4年2月15日開催の教育委員会でいただいた意見を踏まえ、修正をしたので説明させていただく。 表紙の「出前授業（天文館）」の写真について、前回、この教具を覗くとどのような結果となるのかが分かりづらいとの意見をいただき、その写真の左上に月の満ち欠けの図を追加した。 続いて、1ページの前文について、社会の内容を述べた後に、学校の内容を記載し、再度社会の内容を記載していたので、順番を整理した方がいいとの意見をいただき、同ページ7行目から13行目の赤字箇所において、学校の内容と社会の内容の順番を入れ替え、文章の構成を変更した。 次に、3ページ、1つ目の柱が「豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進」に変更したことにより、前文に「児童生徒が学ぶことの意義や楽しさを感じられる多様な学びの実現に努めるとともに」といった説明を追記した。 また、特に配慮すべき事項の（1）に、「課題解決型の授業」の文言を追記した。 同ページの2つ目の柱について、前回の教育委員会時では「豊かな人間

事務局	性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進」と提案したが、心の教育に限定した表現になっているので、「豊かな人間性の育成と多様性を尊重する教育の推進」に変更した。 なお、この文言修正については、京都府教育委員会の学校教育の重点に基づいて行ったものである。 【社会教育指導の重点分】 ８ページ、特に配慮すべき事項（２）及び（４）において、「インターネット・ＳＮＳなどの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻などの薬物乱用など」といった現代的課題の例示を削除し、文言整理を行った。 なお、その削除した文言については、中項目「１ 家庭の教育力の向上（２）基本的な生活習慣の重要性や現代的課題」の後に注記号を付け、特に配慮すべき事項に注記した。 次に、９ページ、特に配慮すべき事項（１）において、前回の教育委員会時では「スポーツ活動を推進するとともに」と表記していたが、「スポーツ活動の推進及び」と修正した。 また、特に配慮すべき事項（３）について、１つであった項目を２つに分けて表記している。
委員	【質疑等】 ２つ目の柱「豊かな人間性の育成と多様性を尊重する教育の推進」の「と」が、何と何が並列になっているのかが分からない。
事務局	第２期京都府教育振興プランを踏まえ、柱の構成の際に、何と並列になるのかを熟考した。 「と」の前に表記している「豊かな人間性の育成」は、教員が児童生徒を育成するという意味で、「多様性を尊重する教育」は、児童生徒を主体としており、この２つの文言を並列にしている。
委員	「豊かな人間性の育成」は、教員に係る文言で、そのような教員を育てるということか。
事務局	「教員」を主語とした場合、「教員が児童生徒に豊かな人間性を育成する」と読み取れるが、当然、豊かな人間性を身に付けるのは児童生徒となる。
委員	「多様性を尊重する教育」が、児童生徒を主体としているということであれば、「教育」ではなく、「学習」や「学ぶ」だと思う。

教育長	第2期京都府教育振興プランにおいて、この柱の表現を「豊かな人間性の育成と多様性の尊重」とされており、一方、本市では、これまで柱の文末を「教育の推進」といった表現に揃えていたので、「豊かな人間性の育成と多様性を尊重する教育の推進」とした。 同教育振興プランの「豊かな人間性の育成」は、はっきりと児童生徒のことと謳っている。また、「多様性の尊重」は、どの視点に当てているのかは分からないが、心の問題だけではなく、どちらかという、教育の進め方に視点を当てているように思う。 そのため、本市の指導の重点では、「豊かな人間性の育成を推進する」と「多様性を尊重する教育を推進する」が並列になると考えている。
委員	並列となるのが、「育成と推進」や「育成と教育の推進」という捉え方もできてしまう。
委員	「育成」は、「育成する教育」ではないのか。
委員	文言をどこで切るかで、捉え方がまた変わってくると思う。
事務局	「育成する教育」とする方が分かりやすいと思う。 また、これまで柱の文末を「推進する教育」といった表現にしているので、何を推進するのかを明確にする必要があると考える。
委員	「育成」も「教育」に係るということであれば、「豊かな人間性を育成し、多様性を尊重する教育の推進」はどうか。
事務局	「し、」とする案も検討したが、この表記であると、多様性を尊重する手段としても読めるので、この表現にしなかった。 「と」の表記であると、並列となってしまったが、「それをするとともに」という意味にしたいと思っている。
教育長	ここで一旦、会議は、休憩をとり、柱を再構成させていただく。
委員	2つ目の柱と同様に、1つ目の柱「豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進」も再構成していただきたい。 <休憩>
教育長	会議を再開させていただく。 5つの柱について、先ほどいただいたご意見を踏まえ、事務局から再度

事務局	提案を願う。 2 ページ、5 つの柱の表のうち、1 つ目の柱を「豊かな学びの創造と確かな学力を育む教育の推進」とし、「と」で「豊かな学びの創造」と「確かな学力を育む教育」を並列にしていたが、読み手によって、何を教育するのかや、何を推進するのかの理解が異なり、幅広く解釈できるので、「豊かな学びの創造と確かな学力の育成」に修正した。 次に、2 つ目の柱「豊かな人間性の育成と多様性を尊重する教育の推進」について、「尊重する」が何に係っているのか、何を教育するのか、また、何を推進するのかが分かりづらいので、「豊かな人間性の育成と多様性の尊重」とした。 3 つ目の柱「健やかな身体を育む教育の推進」について、1 つ目と 2 つ目の柱と同様、児童生徒に身に付けさせたい 3 本柱の 1 つであり、表記を揃えるために「健やかな身体」の育成」と修正した。 なお、4 つ目と 5 つ目の柱の修正はしない。
教育長	事務局から説明があったように柱の修正をした。また、それぞれの柱の前文を読むと、どのような教育を推進するのかが分かっていたかと思う。
教育長	議案第 3 号「令和 4 年度向日市の教育について」修正を含め、採決を行う。 (全員挙手)
教育長	全員挙手により、議案第 3 号は承認された。
教育長	閉会宣言

令和４年第４回教育委員会

令和４年３月４日（金）

午前１０時００分から

向日市福社会館　３階大会議室

１　開　　会

２　会議録の承認について

３　議　　案

議案第３号　令和４年度向日市の教育について

４　閉　　会

向日市教育委員会議案第3号

令和4年度 向日市の教育について

令和4年度向日市の教育について、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第4号）第2条第1号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和4年3月4日提出

向日市教育委員会
教育長 永野 憲男

令和4年度



向日市の教育



ふるさと学習（文化資料館）



修学旅行



オンラインでの始業式



CBT 調査



体育大会



中学生英語スピーチ大会



物集女車塚古墳見学



出前授業（天文館）



しめ縄づくり（地域学校協働活動）

向日市教育委員会

令和4年度 指導の重点

新しい時代を拓く「自立・協働・人権尊重」の教育の推進

知識基盤社会と言われる現在、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域で重要になっている。加えて、AI等をはじめとする技術革新やグローバル化の進展により、職業の抜本的変化とともに社会や生活を大きく変えていく超スマート社会の到来が予想されている。

また、環境問題など地球規模の人類共通の課題解決が求められる中で、我が国においては、人口減少・高齢化の進展による労働人口の減少が予想され、長期を見通した社会の持続的な成長・発展が重要な課題となっている。さらに、**新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な分野で、「新しい生活様式」に対応させる必要が生じ、テレワークの進展とともにDX（デジタルトランスフォーメーション）が加速するなど産業構造や働き方が大きく変化しようとしている。**また、学校においては、感染症の影響による臨時休業等により、学校の役割の重要性が再認識され、子どもたちの健やかな学びを保障するため、感染症対策を講じつつ、必要に応じオンライン学習を導入するなど、学校は大きく変容することを求められた。

こうした状況に対応するため、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくことが極めて重要であり、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現が求められている。

本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、人権尊重を基盤として、時代の進展に対応した教育を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動を続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。

向日市の教育は、学校教育と社会教育の連携・融合の視点を大切にし、「自立」と「協働」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。

自 立

一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていく。

協 働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画する。

人権尊重

人権という文化を生活の中に根付かせるため、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚、人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。

向日市の特色を生かした教育活動

- ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習
(地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実、生涯学習の振興)
- あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション
(コミュニケーション能力の育成、地域社会との連携・協働)

学校教育指導の重点

現行の学習指導要領においては、これからの時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実を図り、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等をバランスよく育成することとしている。

本市では、「第2次ふるさと向日市創生計画」や「第2期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会の「学校教育の重点」を踏まえ、本市教育委員会の「学校教育指導の重点」を策定し、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図っている。

このため、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と地域社会が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程の実現」※を図るとともに、子どもたち一人一人を大切にし、誰一人取り残すことのない教育を推進する。

豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進	1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成
豊かな人間性の育成と多様性を尊重する教育の推進	1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実
健やかな身体をはぐくむ教育の推進	1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進
学びを支える教育環境の充実	1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり
学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上	1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進

※「社会に開かれた教育課程の実現」

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にし、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくこと。

豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進

児童生徒が学ぶことの意義や楽しさを感じられる多様な学びの実現に努めるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、確かな学力※₁をはぐくむ教育を推進します。

※₁ 確かな学力

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した力

1 基礎的な知識・技能の習得

2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成

3 主体的に学習に取り組む態度の育成

特に配慮すべき事項

(1)・学ぶ意義や楽しさを感じられるよう配慮

・課題解決型の授業

(2)・1人1台端末を活用した「個別最適化学び」と「協働的な学び」の実施

・情報活用能力の育成

(3)・ALT（外国語指導助手）の積極的な活用

・小中や小小の連携強化による学習指導の充実

(4)・児童生徒の学力の客観的な状況把握

(5)・「子どものための京都市少人数教育」を踏まえた指導充実

(9)(11)・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実

(10)・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進

・地域人材の活用

・市内各施設・史跡等の活用

(12)・各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携

※₂ コミュニケーション能力や自尊心、社会性など、数値で示すことが困難とされる力

- (1) 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善
- (2) ICT を効果的に活用した授業の実施
- (3) 小中の接続を重視した外国語教育の実施
- (4) 学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実
- (5) 個に応じた指導の充実による基礎学力の定着
- (6) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立
- (7) コミュニケーション能力や自尊心、社会性など非認知能力※₂の向上に向けた取組の充実
- (8) グローバル化に対応できる人材の育成
- (9) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実
- (10) ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ「ふるさと学習」の充実
- (11) 教育課程に芸術・文化活動を適切に位置付けて実施
- (12) 主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実
- (13) 市主催事業（大会、作品展等）を学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置づけた計画的な取組の推進

豊かな人間性の育成と多様性を尊重する教育の推進

- 一人一人の尊厳と人権が尊重され、個性の違いや多様性を認め合い、主体的に行動し、自らの能力を最大限に発揮することができる教育を推進します。
- 多様な考えや価値観に触れることを通じて、人を思いやり尊重する心を育てるとともに、自らの考えや思いを伝えながら感性や情緒、創造力や表現力をはぐくみます。
- すべての児童生徒が安心して通うことができ、楽しく過ごすことができる学校づくりに取り組みます。

1 人権教育の推進

2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実

3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実

4 いじめや暴力行為の防止対策の充実

5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実

特に配慮すべき事項

- (1) 「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進
 - (2) 同和問題（部落差別）を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実
 - (3) 人権学習に関する公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発
 - (4) 道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実
 - (5) 子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にする心などをはぐくむ授業の充実
 - (6) 家庭・地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり
 - (7) 社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実
 - (8) 読書活動を通じた創造力・表現力等の育成
 - (9) 読書活動を支える学校図書館機能の充実
 - (10) 特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制の充実
 - (11) 個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の活用
 - (12) 授業のユニバーサルデザイン化など一人一人を大切にしたい指導の充実
 - (13) 向日市いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応による、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底
 - (14) 組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実
 - (15) 規範意識の醸成や異年齢交流活動など「自己有用感」をはぐくむ取組の充実
 - (16) 不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する支援の充実
 - (17) 保幼小、小中の校種間連携の充実
- (1) ・ 普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導
 - ・ 新型コロナウイルス感染症等に関する適切な知識を基に、感染症に係る偏見、いじめ、差別等が生じないように、適切に指導
 - (2) ・ 「部落差別の解消の推進に関する法律」等の法律を踏まえ、インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた人権学習の充実
 - (4) ・ 道徳教育推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善
 - ・ 『『道徳教育の進め方』京都式ハンドブック』等の活用
 - ・ 小中学校道徳実践交流会の充実
 - (9) ・ 学校図書館支援員の活用
 - ・ 学校図書館ボランティア、公立図書館との連携
 - (10) ・ コーディネーター連絡会議の充実
 - ・ 教育相談員や支援員の積極的・効果的な活用
 - (12) ・ 特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童生徒が「わかる・できる」授業づくり
 - ・ 地域人材やボランティアを活用した補充学習の充実
 - (13) ・ いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育
 - (14) ・ 小中や小の小の連携強化による生徒指導等の充実
 - (15) ・ 非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施
 - (16) ・ 教育相談事業等の効果的な活用（巡回・来所・電話相談、適応指導教室、スクールソーシャルワーカー、心の相談サポーター、スクールカウンセラー等の配置）
 - (17) ・ 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、幼児と児童の交流の機会や保幼小指導者による合同の研究機会の充実

健やかな身体をはぐくむ教育の推進

- 生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむ能力と体力の向上を図ります。
- 知育・徳育・体育の基礎となる食育の推進とともに、現代的な健康課題への理解を深める等、健やかな身体の育成を図ります。

1 体力・運動能力の向上

2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応

3 食育の推進

- (1) 体力・運動能力の向上に向けた、体力づくりの取組の充実
- (2) 『運動部活動指導ハンドブック』を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善
- (3) 外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成
- (4) 家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実
- (5) 生涯を通じて心身の健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実（感染症対策、メンタルヘルス、性教育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等）
- (6) 学校給食を通じた食に関する指導の充実による食育の推進
- (7) 地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成

特に配慮すべき事項

- (1) ・新体力テストの結果活用
 - ・「京の子ども元気なからだスタンダード」等を活用した授業や取組の推進
- (2) ・「向日市部活動指導方針」に基づく取組の推進
- (4) ・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進
- (5) ・専門機関と連携し、系統的、総合的な指導
 - ・「生命（いのち）のがん教育」の活用
- (6) (7)
 - ・栄養教諭・栄養士による授業の充実
 - ・小中学校9年間を見通した食育の推進

学びを支える安心・安全な教育環境の充実

- 自然災害や事故などの多様な危機から子どもを守り、いかなる事態においても子どもたちの学びを止めない危機管理体制を整備します。
- すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長していけるように、学びと生活の支援が充実した居場所としての学校づくりに取り組みます。
- 強い使命感と高い専門性を持つ教員の育成を図り、児童生徒が、明るくいきいきと学ぶ魅力ある学校づくりを目指します。
- 子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上を図ります。

1 安心・安全を守る学校危機管理の充実

2 教職員の資質能力の向上

3 教職員の働き方改革の推進

4 魅力ある学校づくり

- (1) 災害時や新型コロナウイルス感染症等の非常時においても、児童生徒が安心して学べる学習の保障
- (2) 危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成する ための安全教育の充実
- (3) 交通安全指導の徹底（自転車の安全な利用、PTA・地域社会と連携した登下校の安全確保）
- (4) 防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底
- (5) 本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある教育活動の推進
- (6) 教職員の資質能力の向上に向けた、多様な教職員研修の充実
- (7) 教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を目指す「教職員の働き方改革」の推進

特に配慮すべき事項

- (1) 感染症対策の徹底
 - ・オンラインによる学習 **支援の充実**
- (3) 自転車運転免許教室の実施など
- (4) 学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善
 - ・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施
- (6) 全教職員対象の研修会の実施
 - ・『教員等の資質能力の向上に向けて』を手掛かりに計画的かつ効果的な取組
 - ・『コンプライアンスハンドブック』の活用
 - ・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用
- (7) 共同学校事務室の設置推進

学校・家庭・地域の連携・協働による 学校の教育力の向上

○保護者や地域社会と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもたちの資質能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現を目指します。

○次代の社会の担い手としての責任を自覚し、現代社会が抱える課題に関心をもって、主体的に社会参画できる資質と能力をはぐくみます。

1 社会に開かれた教育課程の実現

2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進

- (1) 学校評価の充実と学校の組織としての教育力の向上
- (2) 家庭・地域社会への積極的な情報発信
- (3) コミュニティ・スクール※3 の **導入準備**
- (4) あいさつが交わされるまちづくりの推進
- (5) 環境や情報などに係る現代的課題に対する関心や理解を深める教育の充実
- (6) 国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成
- (7) キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進

※3 地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校

特に配慮すべき事項

- 1 地域学校協働活動の活用
 - (1) 学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立
 - (2) 学校だよりやホームページを活用
 - (3) 教職員対象の研修会の実施と地域の方々への説明
 - ・学校運営協議会委員の選出
- (5) (6)
 - ・情報モラル教育の充実
 - ・新聞等の効果的な活用
 - ・持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実
- (7) 職場体験活動など地域社会と連携した体験的な学習の充実

社会教育指導の重点

社会教育においては、「第2次ふるさと向日市創生計画」、「第2期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会「社会教育を推進するために」、「向日市スポーツ推進計画」、「向日市歴史的風致維持向上計画」を踏まえ、市民の様々な学習・文化・スポーツ需要に応え、生涯の各時期における多様な活動機会の拡充や主体的な学習活動の支援など、市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備・充実に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策との両立を図る。

さらに、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、学校・家庭・地域社会で人権教育、啓発の取組を推進する。

生涯学習環境の充実	1 生涯学習の振興 2 社会教育施設における学習機会の充実
家庭・地域社会の教育力の向上	1 家庭の教育力の向上 2 地域社会の教育力の向上
人権教育・啓発の推進	1 人権教育の推進
スポーツの推進	1 スポーツ活動の推進
歴史・文化資源の整備と活用	1 文化財の保護と活用

生涯学習環境の充実

市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、主体的な学習活動を支援するとともに、学習機会の提供及び学習の成果を活かす場や機会の充実に努める。

1 生涯学習の振興

特に配慮すべき事項

- (1) ・ふるさと向日市の歴史を活かした講座など多様な学習機会の提供

- (1) 生涯の各時期に応じた学習機会の提供と学習活動の支援
- (2) 生涯学習・社会教育における指導者の養成
- (3) 社会教育関係団体との連携・協力
- (4) ボランティア活動を推進する機運の醸成
- (5) 図書館、文化資料館などの施設ボランティアの活動の支援と協働

2 社会教育施設における学習機会の充実

- (1) 学校教育活動で積極的に活用してもらうための学習プログラムの開発
- (2) 社会教育施設や他の行政機関との連携による、生涯学習施策の総合的な推進

- (3) 施設の特色を活かした学習機会と学習成果を活かした活動の場の充実

特に配慮すべき事項

- (3) ・社会教育施設（公民館、図書館、文化資料館、天文館）の特に配慮すべき事項は、以下のとおり

<公民館>

- ・現代的課題に関する学習機会の充実と地域づくりの担い手の育成

<図書館>

- ・多様な資料・情報要求に迅速に応えるための、蔵書の整備・レファレンス機能及びホームページや LINE などの情報提供機能の拡充と読書推進のための各種事業の充実

<文化資料館>

- ・向日市を中心とした地域に関する歴史・文化資料の収集・保管と、展示・講座等での積極的な活用及びデジタルシステムを使った情報発信の拡充

<天文館>

- ・プラネタリウム投影と天文現象に応じた観望会や専門家による天文学講座・教室を開催し、天文学習施設としての機能を充実

家庭・地域社会の教育力の向上

家庭教育はすべての教育の出発点であり、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実に努める。また、学校・家庭・地域社会が様々な活動を通して地域の絆を強めるとともに、よりよい社会を創るという目標を共有した上で連携・協働し、地域全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進する。

1 家庭の教育力の向上

- (1) 豊かな心をはぐくみ、家庭の教育力を高めるための学習機会の充実
- (2) 基本的な生活習慣の重要性や現代的課題※についての理解の促進
- (3) P T A活動の充実と保護者が参加しやすい環境づくりに向けた支援
- (4) 子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけることができる取組の充実

特に配慮すべき事項

- (1) ・就学前からの子どもの家庭教育に関する学習機会の提供
- (2) ・PTA と連携を図り、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の重要性や、現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

※ インターネット・SNS などの正しい利活用、危険ドラッグや大麻等の薬物乱用など

2 地域社会の教育力の向上

- (1) 地域学校協働活動の推進
- (2) 放課後児童の安全・安心な居場所の確保や体験学習を行う「京のまなび教室推進事業」の充実
- (3) 体験活動や集団学習を行うジュニアリーダー養成講座を開催し、次世代のリーダーとなる青少年の育成
- (4) 学校・家庭・地域社会及び関係団体との連携による、子どもの健康育成と安全を守る活動の推進
- (5) 社会教育指導者及び社会教育関係職員の研修機会の充実

- (4) ・地域の青少年健全育成団体等と連携を図り、「安全見守りパトロール」、「あいさつ運動」及び現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

人権教育・啓発の推進

市民が生涯のあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる**主体的な**学習活動の促進と、その啓発に努める。

1 人権教育の推進

- (1) あらゆる人権問題に対し、豊かな人権感覚を持ち、幸せな社会生活を営めるよう、人権意識の高揚のための取組の充実
- (2) 高齢者や障がいのある人が社会活動に積極的に参加しやすい環境づくりの推進

特に配慮すべき事項

- (1) ・「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現をめざした法律を踏まえ、社会教育関係職員及び関係団体指導者が人権問題を学習する機会の充実
・関係機関・団体等と連携した総合的な取組による、人権に関する多様な学習活動の推進
・障がいのある人について、正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実

スポーツの推進

スポーツを「する」「みる」「ささえる」※を通じたスポーツ人口の拡大を目指し、市民が健康で心豊かに暮らせるよう、市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実を図る。※「する」「みる」「ささえる」 文部科学省策定「スポーツ基本計画」で提唱

1 スポーツ活動の推進

- (1) 子どもから高齢者まで、障がいのある方もない方も気軽に参加できるライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- (2) 超高齢社会において健康で自立した生活を送れるよう、健康寿命の延伸に向けた取組の推進
- (3) スポーツを楽しめる環境づくりの推進
- (4) 「スポーツを通じたまちづくりに関するフレンドシップ協定」による市民の体力向上に向けた取組の充実

特に配慮すべき事項

- (1) ・公益財団法人向日市スポーツ文化協会等との連携によるスポーツ活動の推進及びスポーツ実施率の向上を図る取組の充実
- (2) ・高齢者をはじめ多くの方が、日常的な運動による健康の維持、体力の向上を図ることができる機会の充実
- (3) ・総合型地域スポーツクラブ「ワイワイスポーツクラブ」への支援
・学校体育施設の利用促進

歴史・文化資源の整備と活用

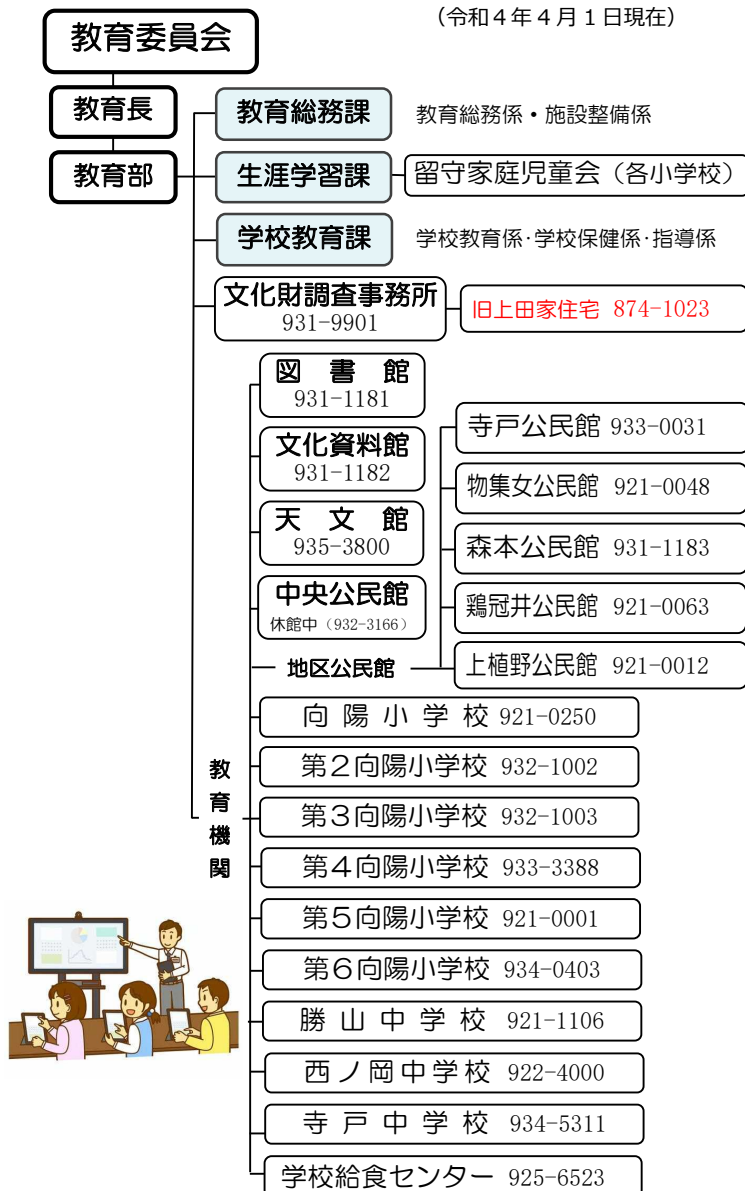
文化財の保護及び積極的な整備や活用に努め、歴史・文化資源を未来に継承する。

1 文化財の保護と活用

- (1) 史跡長岡宮跡や史跡乙訓古墳群等の歴史・文化遺産の調査・保存・整備と、その普及・啓発及び活用の促進

向日市教育委員会組織図

(令和4年4月1日現在)



向日市教育委員会

〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野 20 番地
TEL (075) 874-2998 FAX (075) 931-2555

図書館

向日市に住んでいる方、在学・在勤している方
ならどなたでも借りることができます。

開館時間

・午前10時～午後6時
返却だけのご来館の場合、ブックポスト
をお使いください(24時間利用可能)

休館日

・月曜日(休日の場合は開館し、直後の平日を休館)
・資料整理日(毎月1日/ただし、土・日・月・休日の場合は直後の平日)
・特別整理期間(不定期)
・年末年始(12月28日～1月4日)
・特別警報、暴風警報発令等の場合



ホームページ



LINE

文化資料館

古代の都・長岡京について常設展示し、また向日
市を中心に乙訓地域の古文書や民具などを収集・
整理して、大切な文化遺産を未来に伝える役割を
果たしています。

開館時間

・午前10時～午後6時
(入館は午後5時30分まで)

休館日

・月曜日
(休日の場合は開館し、直後の平日を休館)
・資料整理日(毎月1日/ただし、土・日・月・休日の場合は直後の平日)
・年末年始(12月28日～1月4日)
・特別警報、暴風警報発令等の場合



ホームページ

天文館

天文館には、定員80人のプラネタリウム室と口
径40cmの反射望遠鏡が設けられているドーム型
天体観測室とを備えています。

開館時間

・午前9時30分～午後5時30分
(入館は午後5時まで)

休館日

・毎週月・火曜日
・国民の祝日・休日、機械調整日
・年末年始(12月27日～1月4日)
・特別警報、暴風警報発令等の場合



ホームページ

教育相談はこちらへ

児童生徒や保護者を対象に、不登校やいじめ等をはじめとした学校教育や子育てに関する
問題の解決を図るため、教育相談を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

●学校教育や子育てについて スクールホットライン

・教育委員会学校教育課内
・月～金 午前8時30分～午後5時15分
・TEL (075) 931-6060

●小中学生自身の悩み 子育ての悩みについて

教育相談員

・教育委員会学校教育課内
・火・木 午前10時～午後4時(休憩時間含む)
・TEL (075) 874-2998

スクールカウンセラー

・向陽小学校及び各中学校に配置
・お問い合わせは、在籍している小・中学校へ連
絡してください。

●不登校児童生徒のための 自立支援について

適応指導教室(ひまわり広場)

・向日市天文館内に開設
・月～金 午前9時30分～正午
・TEL (075) 874-2998

●子どもの発達や 障がいについて

通級指導教室

・各小学校、勝山・西ノ岡中学校に設置
・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園等、
小・中学校へ連絡してください。

●障がいのある児童生徒の 就学及び教育的支援について

教育支援委員会

・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園等、
小・中学校へ連絡してください。





古都の心 魅力のふるさと

向日市の 史跡等

●竹の径 府選定文化的景観

向日市特産の「孟宗竹」を使った総延長が 1800m の竹垣の散策路です。日本ウォーキング協会「全国歩きたくなる道 500 選」などに選ばれています。



●寺戸大塚古墳 国指定史跡

古墳時代前期の全長約 98m の前方後円墳です。



●桓武天皇皇后陵

長岡京を築いた桓武天皇皇后のお墓として宮内庁管理の陵墓になっています。直径約 65 m、高さ約 7m の円形をしています。

●元稲荷古墳 国指定史跡

古墳時代前期の全長約 94m の前方後方墳です。



●須田家住宅 府指定文化財

西国街道と愛宕道、丹波道の分岐点にある明治 30 年代まで醤油製造業を営んでいた旧家です。



●石塔寺

鎌倉時代末期創建と伝えられています。毎年、5月3日の花まつりには、府指定文化財の鶏冠井題目踊が奉納されます。



●西国街道

京都の「東寺口」を起点として「向日町」を経て「摂津」へと向かう古くからの街道です。



●向日神社 国重要文化財・国登録文化財

養老 2 年（西暦 718 年）創建の古社。本殿は、室町時代の三間社流造（さんげんしゃながれづくり）という建築様式です。



●中小路家住宅 国登録文化財

西国街道沿いに建つ旧家。幕末に聖護院門跡領の庄屋を務め、同じ頃に建てられた主屋のまわりに長屋門や蔵が連なります。



●物集女車塚古墳

国指定史跡
古墳時代後期の全長約 46m の前方後円墳で、毎年、整備した横穴式石室を公開しています。



●森本遺跡 市指定史跡

森本遺跡は、静岡県登呂遺跡と並ぶ代表的な弥生時代の水田跡として知られています。遺構からは全国的にもめずらしい人面付土器が出土し、府の文化財に指定されています。



●五塚原古墳 国指定史跡

古墳時代前期の全長約 92m の前方後円墳です。



●東院公園 市指定史跡

長岡宮の内裏と同じ規模をもつ建物群が発見された離宮跡。現在、市民プールを含む公園として整備されています。



●内裏跡・旧上田家住宅

国指定史跡・国登録文化財
長岡宮の天皇の住まいがあった場所に建つ近代の農家住宅です。



●一文橋

西国街道沿いで、小畑川に架かる橋。通行人から一文ずつ徴収して橋の架け替えの費用に充てたという伝承からこの名前がついています。



●大極殿公園 国指定史跡

桓武天皇が政治を司ったところが大極殿（だいくでん）です。昭和 39 年に国の史跡に指定されました。平成 22 年には、天皇皇后両陛下の行幸啓があり、文化資料館とともに立ち寄られました。毎年、11 月 11 日には長岡京遷都を記念して大極殿祭が行われます。



●朝堂院跡 国指定史跡

長岡宮の中央にあった朝堂院は、国の儀式を行う、今の国会議事堂のような政治の中心。西第四堂と南に続く楼閣跡は、案内所も付設した公園として整備しています。